

社会福祉法人 宮城厚生福祉会
求職者等セクシャルハラスメント防止指針

1. 目的

社会福祉法人宮城厚生福祉会（以下「当法人」という。）は、採用活動において、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、安心して応募・見学・実習・面接等に参加できる環境を確保するため、本指針を定めます。

2. 適用対象

本指針は、次の方を対象とします。

- ・ 求職者（新卒・中途・障害者・外国人）
- ・ 実習生、インターンシップ参加者
- ・ 施設見学者
- ・ 職場体験参加者
- ・ 学校、紹介会社などから紹介された応募者

3. 基本方針

当法人は、採用活動において、性的な言動や不適切な対応を一切許容しません。また、相談や申出を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。

4. 禁止事項

採用担当者および関係職員は、次の行為を行ってはなりません。

- ・ 性的な冗談や容姿に関する不用意な発言
- ・ 恋愛、結婚、妊娠、出産、性的指向等に関する質問
- ・ 不必要な身体接触
- ・ 個人的な連絡先交換や私的なSNSでの連絡
- ・ 食事、飲酒、交際等への執拗な誘い
- ・ 採用や評価と引き換えに私的な要求を行うこと
- ・ その他、相手に不快感や不安を与える性的な言動

5. 採用活動における留意事項

- ・ 面接は原則として複数名で実施します。
- ・ 面接、見学、実習は適切な場所、時間帯で実施します。
- ・ 応募者の個人情報適正に管理します。
- ・ 応募者との私的な接触は行いません。
- ・ 面接記録等を適切に保存し、公正な採用選考を行います。

6. 相談体制

求職者等から相談があった場合は、速やかに事実確認を行い、相談者のプライバシーを保護するとともに、公正かつ適切に対応します。

【相談窓口】

法人連絡先

電話：022-388-9968【平日 10：00～17：00】

7. 違反への対応

本指針に違反した職員については、就業規則その他の関係規程に基づき、事実関係を確認したうえで適切に対応します。

8. 法人の責務

当法人は、求職者等セクシャルハラスメントの防止に向け、採用担当者および管理職への研修を継続的に実施し、安全で公正な採用環境の整備に努めます。

この指針は、2026年10月1日より施行する